

成田市教育委員会会議定例会会議録【会議概要】

平成24年2月成田市教育委員会会議：定例会

期日 平成24年2月16日（水） 開会：午後2時00分 閉会：午後3時40分
会場 成田市役所5階503会議室

出席委員

委員長	小川信子	委員長職務代理者	秋山皓一
委員	山口恵子	委員	小川新太郎
教育長	佐藤玉江		

出席職員

教育長	佐藤玉江（再掲）		
教育総務部長	関川義雄	生涯学習部長	吉田昭二
教育総務課長	坂本公男	学校施設課長	葛生行広
学務課長	高山勇	教育指導課長	五十嵐正憲
学校給食センター所長	藤崎吉宣	生涯学習課長	藤崎祐司
生涯スポーツ課長	檜垣好克	公民館長	須藤清子
図書館長	大木禎夫	生涯学習課主幹	堀越美好
教育総務課主幹(書記)	秋山雅和		

傍聴人：0人

【会議概要】

1. 委員長開会宣言

2. 教育長報告

① 主催事業

- ・1月25日 視聴覚ライブラリー運営委員会について

平成23年度の事業の中間報告と24年度の事業計画について、説明をさせていただきました。視聴覚サービスセンターにある機器について紹介をし、それらについての議論もあり、改善すべき点や反省すべき点等も指摘いただきました。

- ・2月1日 全国地芝居サミット in 成田第3回実行委員会について

先に報告書を配らせていただいたが、事業も無事に終わり、DVDを見ながら事業報告と決算を含めて報告をさせていただきました。多くの観客を集めることが出来てよかった

と思っている。

・ 2月3日 なかよし発表会について

特別支援学級の子供達の発表会で、大栄公民館での開催となって3回目である。

学校単独で発表を行ったところや、いくつかの学校が合同で発表したところがあった。今年は最後まで見る事が出来たので、発表では一人ひとりが持てる能力を發揮できるように、また、輝けるようにと先生方が工夫されているのが良く分かって良かった。出来れば、それぞれの学校でも発表の機会を設けてもらえれば良いと思わされる内容であった。

・ 2月6日 スポーツフェスティバル検討会について

今年度で市民運動会は終了することとなり、来年度は「スポーツフェスティバル」にするということで開催形態等について検討していただいた。委員は関係団体の役員等が任意で集まっていたり、3月末に再度開催し、実行委員会に繋げて行きたいと考えている。4月以降に実行委員会を組織して本格的に実施に向けて動くよう考えている。

・ 2月8日 市校長会議について

今年度最後の校長会であった。課題の多い年であったが、課題のない学校はないので課題を分析し、やらなければならないことをしっかりと早期に取り組むようお願いした。

・ 2月8日 POPラン実行委員会について

来年の開催日程が決まり、ハーフの部の参加費を3,000円から3,500円に値上げさせていただくことも決定した。救護態勢の充実や、タイム計測をスタートラインをまたいだ時点から測定できるようにするための経費にするという計画である。

ハーフの部の上位5人が、千葉県が主催して10月に開催される“ちばアクアラインマラソン”に招待されることが決定されている。

・ 2月9日 生涯大学院公開講座について

宮城県南三陸町長である佐藤仁さんの講演会が行われた。「宮城県南三陸町の被災実態と復興への挑戦」と題し、被災状況のDVDを見ながら講演をいただいた。佐藤町長は前向きな方で勇気を与えていただいた。又、防災に感心を持っている方が多く、大会議室は殆ど満席の状況で様々な意見も出されていた。

・ 2月10日 家庭教育学級合同閉級式・講演会について

大栄公民館で開催し、各学校で作っている「学級だより」で優秀なものの表彰を行った。また、子育てアドバイザーの幸島美智子さんより「子どもを犯罪の被害者にも加害者にもしない子育て～問われる親の責任と覚悟」という演題で講演をいただいた。非常に歯切れの良い講演であり、母親にとっては刺激にもなる良い講演であった。

・ 2月12日 第24回成田市青少年交流綱引き大会について

青少年相談員の主催により開催され、85チーム約1,300名の参加があった。各学校の応援体制も出来ていて、校長、教頭、担任の先生などの応援もあり、とても盛り

上がった。また、11時30分ごろに西中学校書道部による書道パフォーマンスも行われ、楽しめた。今年は「交流」を目的の一つに据えて、勝負にこだわりすぎない形での実施とした。

・2月13日 市教頭会議について

校長会議同様に今年度最後の教頭会議であった。校長と教職員、あるいは保護者等の間に入って、1年間頑張っていたことに対して感謝を申し上げた。

・2月14日 社会教育委員会会議について

平成23年度主要事業の進捗状況の報告を行い、その後、下総民族資料館の展示と久住パークゴルフ場の施設視察をしていただいた。

学校適正配置

・1月31日～2月7日 大栄地区各小学校での学校適正配置に関する説明会について

・2月10日 大栄地区区長会総会での学校適正配置に関する説明会について

平成20年に市として統合案をお示しして以来ということで、大栄地区の各小学校で保護者、地域住民への説明会を行った。明確に反対を表明された方は一人くらいで、殆どの方は早く統合したほうが良いのではないか。具体案を示してほしいとの意見があった。当初、教育委員会が示した5校を2校に統合する案ではなく1校に統合する方が良いのではないか、早く新しい学校を作ってほしいとの意見が多かったようだ。

しかし、市が一方向的に決めてしまう事は出来ないので、統合するかしないか、するとしたらどのような形が良いのかについて、地区で検討委員会のような組織を立ち上げていただき、議論を深めていただくことが必要ではないか、その際には市としても新たな提案をお示しし、そのうえで検討いただきたいとお願いした。

その他

・1月23日 第4回印旛地区教育長会議について

北総教育事務所からの伝達事項と教育長会の平成24年度の事業計画と、印教連の事務局の件について協議した。

・1月23日 千葉県市町村教育委員会連絡協議会第2回教育委員研修会について

印旛地区教育長会議と日程が重なってしまったので、教育委員のみ参加いただいた。

・1月27日 学力向上交流会について

成田小学校で、算数、国語、英語について公開授業を行い、その後に分科会も持たれた。他市町村からの参加者の意見も伺いながら、北総教育事務所の指導主事からも意見をいただいた。

・2月1日 青年海外協力隊（JICA）帰国報告について

2年前に村落開発普及員としてチュニジアに派遣された岩館邦和さんが帰国されたので、活動報告を受けた。

- ・ 2月7日 平成23年度印教連教育功労表彰式について
印旛地域において長年にわたり優れた功績を残された方を表彰するもので、成田市から推薦した4名の方も表彰された。
- ・ 2月7日 平成23年度第4回印教連定例常任委員会について
平成25年度から千教連の事務局を佐倉市が3年間受けることとなったので、佐倉市に代わって印教連の事務局を担当する市町について協議をした。その結果、24年度から印教連の事務局を成田市が受けることとなった。
- ・ 2月9日 教育文化振興財団理事会について
成田国際文化会館の管理を指定管理者に決定した民間企業に移行することから、今年度末で解散となるので、財団の清算及び退職金の支払いに伴う補正予算について、職員の今後について協議と報告があった。
- ・ 2月13日 市任期付職員採用面接について
任期を区切って採用する保育師と保健師の面接試験を行った。
- ・ 2月15日 北総教育事務所二次面接について
一次面接の結果を受けて、各校長の人事異動に伴う人事構想を伺った。

《教育長報告に対する主な質疑》

委員：1月23日に浦安市で開催された「千葉県市町村教育委員会連絡協議会第2回教育委員研修会」に参加したので報告する。

両足を失った元Jリーガーで車いすバスケットボール選手の京谷和幸氏から「夢を実現するために」という演題で講演をいただいた。

夢を持つことはとても楽しいことである。小中学生であっても常に小さな目標を持つこと。それらの目標を1つ1つクリアしていくことが重要だ。また、夢をかなえるためには出会いが必要である。本や物、人との出会いを待つだけでなく、他者から与えられるのではなく、日頃から自分が求めて行く姿勢が何よりも大切だという内容の話であった。

委員：研修会には私も参加したが、講師は有名なサッカー選手だったらいいのだが、今は車いすバスケットボールの選手とのことで、講演では支えられるのを待つのではなく、自分から求めて行く姿勢というものの重要性を説いていた。とても参考になる、良い講演会であった。

委員：市民運動会に代わって行われる「スポーツフェスティバル」はどのような形で開催されるかは未定なのか。

佐藤教育長：まだ、検討段階ではあるが、市民運動会で人気のあった種目は取り入れようとのことで、玉入れ、リレー、8の字跳びは行うこととした。例えば、玉入れは誰でもチームを組めば参加可能なものにしよう。また、リレーも4人でチームを組めば誰でも参加可能ということで、全国大会でも活躍する西中学校女子リレーチームの選手と一緒に走ることができるかもしれないということになる。小学生たちの8の字跳びは競技性もあるが、取り入れようということになった。また、フェスティバルの目玉として、アスリートを呼ぶこととした。誰を、どの種目の選手を呼ぶかは毎年度変えるが24年度は“ランナー”の方を考えている。なお、行事は午前中で終了とする予定である。

委員：適正配置に関して伺う。公津の杜中学校の開校に伴い、西中学校、成田中学校、中台中学校も大きく学区が変わるという事で、不安に思っている保護者も多いように感じる。初めて中学校に行くお子さんの保護者や、まだ、5年生の保護者などからも学校を選択ができる地区に関してなど聞かれたりする。そういった方々への説明の予定等について聞かせて欲しい。出来れば早めに開催して欲しい。

高山学務課長：中台中学校と西中学校では、本年1月から2月にかけて入学説明会の席で学区変更の説明をさせていただいた。

新年度、できれば4月からでも各小学校を巡って説明をさせていただく予定である。なるべく多くの保護者に聞いていただくために、PTA総会などに出向こうと考えている。

委員：学区変更については、教育委員会からの説明も必要ではあるが、当該学校の校長や教頭が理解していることが重要で、保護者等から聞かれたときに正しく説明できるようにしておくことが肝要であろうと思う。

委員：最近の視聴覚ライブラリーの活動状況はどのような状況か。

大木図書館長：活動自体はそれほど活発ではないが、関係団体への機材の貸し出しや、資料の用意などを行い、各学校にDVD機器等の貸し出しをしている。しかし、担当職員も定期異動で変わってしまう。昨年の人事異動で習熟した職員が異動してしまったことにより、職員があまり詳しくないための確な指導が行えないという面もある。機器の操作方法等の習熟に努めなければならないと考えている。なお、利用者への周知・広報にも努めたいと考えているが、一般個人への貸し出しは行わないため難しい面もある。

委員：視聴覚サービスセンターは専門機関でもあるので、機器操作に精通した職員を養成しなければならないと思う。

3. 議 事

(1) 議 案

議案第1号 成田市立学校事務職員の標準的職務に関する規程を制定するについて

【高山学務課長 議案資料に基づき提案】

成田市立小中学校の事務職員の職務については、成田市立小学校及び中学校管理規則第4条に定められている。しかし、校長をはじめとする教職員一人一人が事務職員の職務内容をよく理解し、また事務職員自身はその専門性を生かして学校運営に積極的に参画することを促すことで、今まで以上に家庭や地域社会に開かれた学校運営を進めることができるようになる。このことから、事務職員の標準的職務に関する規程を定めるものである。

本規程を定めようとする経緯について説明する。

平成10年の中教審答申によって学校の自主性・自律性が求められた。その中で事務職員等の専門性を持つ職員の積極的活用が求められている。これを受け千葉県教育委員会は平成15年3月に、市町村教育委員会に対して、学校事務を適切に位置づけるための庶務規程等の整備を求める通知を出した。成田市教育委員会は、この通知を受けて平成15年8月に「成田市立小・中学校事務職員の標準的職務について」というタイトルの通知文を出した。この通知は今回審議いただく規程の大元になっているもの。しかし、通知文だったので学校での保存年限はとうに過ぎてしまっており、現在ほどの学校の職員にも周知できない状態である。そこで、平成15年の通知文を基本として、その後他市町で規定された規則・規程などを参考にし、さらに市の校長会からも意見をもらい、市の事務部会からも意見をもらい作成した。廃棄されることのない規程という形で制定しようとするものである。

次に規程の内容について説明する。

第1条は趣旨についての記述。「学校事務の適正かつ円滑な執行を図るために必要な事項を定める」とした。続いて第2条では標準的職務の具体的な事項を別表の形で示した。別表では大きく「区分」「職務の分類」そして「具体的な職務の内容」と分けた。区分は4項目だが、一番上に「学校経営」を持ってきたのは、より積極的に学校経営に参画できるように意図したものである。その後「総務」「人事」「財務」に関して職務の分類及び具体的な職務の内容を示した。これらの職務内容はほとんどの事務職員が今までも行ってきたものではある。そしてまた、第2条第2項にあるように、学校規模や事務職員の経験などを考慮して、校長がその学校に応じて職務内容を定めると示した。あくまでも、ここで定めたものは標準的な職務内容という位置づけである。

なお、庁内の調整会議において、この具体的職務の内容があまりにも細かすぎるのではないかという意見をいただいたが、担当課としては学校職員によりわかりやすく周知する目的から、このぐらい細かくしたい、と意見を述べた。そのあたりも含め審議願いたい。

《議案第1号に対する主な質疑》

委員：学校事務は様々で限りなくあると思うが、詳細に記述してしまうと逆に網羅できているのかが問題になってしまう恐れがあると思うが、大丈夫か。

関川教育総務部長：この規程は基準を定めるものではあるが、基本的には業務を網羅していると思う。これに各学校の実情に応じて追加するもの、必要の無いものもあると思われる。標準を定めることで、事務主任を置かなければならないとの方向に持って行きたいとの狙いもある。

高山学務課長：教科書に関する事務は学校によっては事務職員以外の者が行っている場合もあるが、あくまでも職務命令は校長が適切に定めるとしている。ただし、標準的なものを定めることによって意識改革を行う。事務職員も積極的に学校経営に参画するという意識付けをするというのが大きな狙いでもある。

委員：これについては、平成19年ごろから事務職員部会において研修会等で議論を行ってきたのではないかと。職務内容を明確にするのは良いことだと思う。

高山学務課長：他市町から異動してきた職員から、成田市には規程がないという話もあったので、作る必要を感じたところである。

文書管理など全般的には事務職員が所管するが、現実には教員が行う場面もある。財務に関しても、学校裁量予算が増えてきているので、自分の学校ではどこに予算を使うべきかというようなことも事務職員が考慮すべき点として、積極的に予算措置などにも関わってもらおう。事務職員の役割が重要となっているという事である。

関川教育総務部長：当初は通知ということで平成15年に教育委員会が出している。しかし、それ以前には小中学校管理規則に「事務職員は上司の命を受け、事務を掌る」としか規定されてなかった。どこからどこまでが事務職員の仕事なのかというようなことを明確化することが必要であるため定めるということである。

委員：この通知が出たことにより、転出入、就学援助、教科書関係など、それまでは一般教員が行っていた事務を事務職員が行うようになり、随分と教員の負担軽減がなされた面もあると思うので、規程として整備するのは良いことだと思う。

議長：議案第1号 成田市立学校事務職員の標準的職務に関する規程を制定するについて、

を原案のとおり決する。

議 長：議案第2号 平成24年度使用副読本（保健体育）の選定に係る調査員の委嘱について、及び議案第3号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱については、非公開で審議することとする。

<これより非公開>

議案第2号 平成24年度使用副読本（保健体育）の選定に係る調査員の委嘱について

《審議結果》

承 認

議案第3号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

《審議結果》

承 認

<非公開を終わる>

議案第4号 成田市指定文化財の指定解除について

【藤崎生涯学習課長 議案資料に基づき提案】

平成23年8月5日に宝徳寺「観音堂」（通称『六角堂』）において火災が発生し、全焼した。出火原因もはっきりとはわかっていないが、当該文化財の管理者である片寄照文氏より平成23年8月11日付けで指定文化財滅失届が提出された。

その後、手続きを踏み、文化財審議委員会に本件を諮問したところ、平成24年1月18日付けで別紙のとおり答申が出されたので、成田市有形指定文化財「観音堂」の指定を解除しようとするもの。

議 長：議案第4号 成田市指定文化財の指定解除について、を原案のとおり可決する。

議 長：議案第5号 公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて、及び議案第6号 成田市立図書館設置条例の一部を改正するについては、両議案とも昨年12月の教育委員会会議において一度可決をした議案である。

教育委員会会議での議決の後、条例制定は市長権限に属する事務であることから、市長事務局と協議・検討を行った結果、修正の必要が生じたので、改めて審議願いたいとの事である。

なお、両議案は同一の法令が改正されたことに伴い、条例中にそれぞれの委員の委嘱基準を定めようとするものであるので、議案第5号及び議案第6号を一括して審議することとする。

議案第5号 公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

【須藤公民館長 議案資料に基づき提案】

平成23年12月成田市教育委員会会議に付した成田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについては、可決いただいたが、市長部局と協議し、例規の整備方針から表記の統一を図ること及び「学識経験のある者」を「識見を有する者」とし、また幅広い意見を求めるため「利用者」を加えることにしたので、改めて本委員会会議に再度提案させていただいた。

12月に可決いただいた内容との変更点については、新旧対照表をご覧いただきたい。

改正案の第18条第2項について、12月の会議に提案した際には委嘱する委員の選定基準について1文で表現していたが、この度、1号から5号までの号立てを行い、「学識経験のある者」を第5号「識見を有する者」とし、幅広い意見を求めるため第4号に「利用者」を加えた。委員の選考基準に関しての表記を明確化することとしたもの。第19条については、12月に可決いただいたとおりである。

議案第6号 成田市立図書館設置条例の一部を改正するについて

【大木図書館長 議案資料に基づき提案】

公民館の条例改正と同様の改正。図書館法の改正に伴い、条例で図書館協議会委員の任命基準を定めることになり、参酌すべき文科省令に基づいた改正案について、12月の教育委員会会議でご審議をいただき、一文での表現にしたところであるが、市長部局と協議したところ、より明確化するために号立てをすることとなったものである。その任命基準の1つである「学識経験のある者」について、市の例規では学識にとらわれず、幅広い「識見を有する者」を使う例が多いこと、また、幅広い意見を求めるためにも具体的な表記を入れたほうが良いことから『利用者』を加えることとし、新旧対照表のとおり改正したいので、再度の審議を願う。

《議案第5号及び議案第6号に対する主な質疑》

委員：12月に審議したものは未だ議会にかかってはいないのか。未だ改正にはなっていないのか。

また、そのときには気がつかなかったが「10人以内とする」と「10人以内をもって組織する」との違いは何か。

佐藤教育長：12月の会議では市長に申し入れを行うことについて審議いただき、可決いただいたところである。しかし、その後、案について市長部局と協議した結果、例えば「学識経験者」という表現だけでは、委嘱する委員の性質が分かりづらいので委員の選考基準を明確かする必要があるだろうということで、識見を有する者や利用者を加えるよう修正し、3月議会に提案することにいたしたいということである。

大木図書館長：「10人以内」と「10人以内をもって」については、市の例規としての文言の統一を図るということで、今回整理を行うということ。意味合いの違いは特別にはない。

委員：10人の中に必ず1号から5号の委員を入れるということか。

佐藤教育長：そういうことになる。1号から5号までに該当する委員さんを委嘱して、会議を構成するということ。

委員：12月の教育委員会会議で審議したことを2月の教育委員会会議で再度、審議するというのはいかがなものかと感じる。もっとよく検討してから会議にかけていただきたい。

大木図書館長：誠に申し訳ないが、教育委員会として条例制定するよう市長に申し入れる内容を意思決定していただき、その後に法規担当との調整や市としての条例制定の手続きに入るという点の難しさがあるように感じている。もっと精査の上、提案させていただくよう努める。

議長：議案第5号 公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

議案第6号 成田市立図書館設置条例の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

議長：議案第7号 成田市スポーツ推進委員の委嘱を解くについては、非公開で審議する

こととする。

<これより非公開>

議案第7号 成田市スポーツ推進委員の委嘱を解くについて

《審議結果》

承認

<非公開を終わる>

議長：議案第8号 教育委員会事務局職員の人事異動について、を追加議案として審議することを認める。本議案も非公開で審議することとする。

<これより非公開>

議案第8号 教育委員会事務局職員の人事異動について

《審議結果》

承認

<非公開を終わる>

(2) 報告事項

報告第1号 成田市立下総小学校の実施設計概要について

【葛生学校施設課長 資料に基づき報告】

昨年、8月の委員会会議で基本設計の概要を説明させていただいたが、この基本設計を基に進めてきた「実施設計」の概要がまとまったので、本日、報告させていただく。

概要として、敷地面積は39,631.23㎡、これは現在の中学校敷地を含めた面積になる。鉄筋コンクリート造3階建てで、建築面積は3,838.81㎡、延床面積は7,284.24㎡を予定している。校舎の延べ面積は5,643㎡、屋内運動場が1,459.6㎡、その他、小中兼用の「プール」と児童ホームを建設する。

「配置計画・計画概要図」で「基本設計」から大きく変更した点は、基本設計では「プール」を校舎の屋上部分に配置していたが、「実施設計」では既存の「中学校プール」の場所に小中兼用のプールを新しく建設することにした。変更理由としては、「プール」は消火水利として

の役割がある。また、このプールは小学生と中学生が共用するので、それぞれに合った水の深さに調整する必要があると考えて、水の深さを調整できる機能を付けるために地上に降ろすことにした。

「北東全景図」を見ていただくと、プールを移動したことにより、中央の屋根の架かっている「交流広場」が明るくなり、また、正門からも見通しが良くなると考えている。

小中連携教育校として、小学生と中学生が交流する「屋外空間」としての「交流広場」がこの施設の大きな役割を果たすものと考えている。

また、半円形のガラス張りの「サンルーム」は図書室の一部で、敷地の高低差から生じる暗さを解消するための工夫である。

「1F平面図」。色分けしているが「オレンジ色」の部分が「普通教室」、「紫色」が「特別教室」になる。赤の矢印が児童の登校時の流れで、正門前でスクールバスを降りて、中央の階段を降りて「交流広場」を通過して「児童昇降口」から校内に入る様になる。

「2F平面図」。「緑色」の部分が「職員室」などの「管理」部分になる。「水色」の部分が「屋内運動場」になる。赤の矢印が中学校校舎との行き来を示している。

「3F平面図」。3Fについてもそれぞれの色分けによる教室となっている。

次に、一番後ろの資料が「西南方向」から見た「全景図」である。校舎の屋根には20KWの「ソーラーパネル」を設置して、普通教室の照明の電力を確保してまいる。

以上が「実施設計」の概要だが、このあとのスケジュールとしては、「建築確認等」の手続きを経て、本年9月に工事に着手し、平成26年1月頃の竣工を予定している。

報告第2号 映画撮影に伴う春休み期間中の豊住児童ホーム仮移設について

【葛生学校施設課長 資料に基づき報告】

春休み期間の2週間にわたり、旧豊住中学校を利用して映画撮影が行われることから、一時的に児童ホームを小学校の図工室に移すことになった。春休み期間中であり、小学校としても問題が無いとのことなので一時使用の許可をするものである。

《報告第2号に対する主な質疑》

委員：撮影が行われることについて、「広報なりた」等で市民への周知はしないのか。

坂本教育総務課長：これまでも廃校等を利用した撮影は何件かあったが、近隣の方には周知するが、一般市民に対してはしていない。いたずらに混乱をきたすことの無いようにとの配慮であろうと思う。

4. その他

- ・「体力づくり国民会議議長賞」(文部科学省所管「生涯スポーツ体力づくり全国会議2010」から、体力づくり優秀組織として表彰された) 受賞の報告 (生涯スポーツ課長)

5. 委員長閉会宣言